

言にも程なくへ上つて、けんひるしの別當にも、三がまで被成給へり。此人の朝務の時は、諸國のせつたうがうたう、山ぞく海ぞくなをば、やうもなくからめ取て、一々にひぢのもとよりふつゝとうちきりくおつはなたる、されば人あく別當とぞ申ける。

〔讀史餘論〕按するに、清盛が妻平時子は、建春門院の女兒也。故に平氏ますく勢を得し也。又建春門院の兄大納言平時忠は、主上倉高にも院○後白河にも平家にも皆親ありし故、權柄を執れり。時人これを平關白といひき。

〔玉海〕建久九年正月七日乙巳、讓位事、傳國等事、自元不及沙汰云々、幼主不甘心之由、東方頻雖令申、綸旨懇切、公朝法師下向之時、被仰子細之時、慤承諾申、然而皇子之中、未被定其人、關東許可之後、敢取孔子賦、又被行御占、皆以能圓孫○土爲吉兆云々、仍被一定了、此旨以飛脚被仰關東了、不待被歸來十一日可有傳國之事云々、桑門之外孫曾無例、而通親卿爲振外祖之威母彼外祖之故也、二三歲踐祚、爲不吉例之由申出云々、信清孫三歲、而博陸○藤原季孫二歲、而博陸基通又饗應、尤可被忌例、不可及外祖之沙汰之由再三被申行、是則其息新侍從兼基爲桑門之孫、世人爲奇異、爲休其嘲忘帝者之瑕瑾同通親謀云々、愚哉以少人入魂、爲小童之才學、國家之滅亡、舉足可待歟、於占卜之吉兆及孔子賦等之條者、如此之事、只依根元之邪正有靈告之真偽也、通親忽補後院別當、禁裏仙洞可在掌中歟、彼卿日來猶執國柄世稱博陸、又謂土御門今假外祖之號、獨步天下之體、只可以目歟、讓位之間、將軍兩人必可供奉、仍內大臣被停左大將了、明日中納言中將可補云々、其後可被行任大臣、右大將昇丞相奪其將軍、通親可拜云々、外祖猶必可補大臣歟、彼時又內府可被補右大臣之條無異儀、於此等之次第者更不足爲愁、猶恐只濫刑也、〔愚管抄六〕九年久越正月十一日に、通親はたと讓位を行ひて、この刑部卿三位が腹に、能圓が女にて、この承明門院后在宇おはします腹に、王子御門の四にならせ給ふを踐祚して、この院も今はやうく意にまかせなばやと思召によりて、かく行てけり、關東の賴朝には、いたうたしかな